平成２６年（フ）第１３４１号
福岡県古賀市今の庄２丁目14番３―202号
債務者　馬場　克幸
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　武哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４２号
福岡県古賀市今の庄２丁目14番３―202号
債務者　馬場　順子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　武哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１９号
福岡市南区井尻２丁目40番29―206号
債務者　鈴木　一幸
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０４号
福岡県糸島市二丈深江1702番地21
債務者　松下　光代（旧姓内平）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２３号
福岡市博多区浦田１丁目17番５号
債務者　創制作所こと　川上宏一郎（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　讃岐　真嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８８号
福岡県福津市光陽台３丁目７番地の３
債務者　曾我　紳一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深谷　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８９号
福岡県福津市光陽台３丁目７番地の３
債務者　曾我　律子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深谷　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１７号
北海道伊達市弄月町50番地33
債務者　太田　　毅
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
盛岡市月が丘３丁目15番５―105号
債務者　堀江　祐子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８３号
福島県喜多方市字諏訪148番地１　サンライズハイツ103号、前住所福島県喜多方市字清水台２丁目68番地
債務者　山口　勝男
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
岐阜県瑞浪市学園台２丁目８番地の２、従前の住所名古屋市天白区中砂町460番地
債務者　加藤　牧子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２９７号
愛知県一宮市奥町字蘇東91番地１　ＳＨＩＺＵ202号
債務者　岩田　雅男
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３０６号
愛知県一宮市新生３丁目15番14号　アレフⅠ・101号
債務者　羽田野加奈
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３１０号
愛知県岩倉市大地新町２丁目53番地
債務者　水野　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３０号
奈良県生駒市東松ヶ丘２番８号　森下ビル303
債務者　渡邉朝子こと　趙　　朝子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３４８号
奈良市朱雀５丁目２番地の１　平城朱雀第１住宅24―202
債務者　西村　隆志
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
香川県観音寺市茂木町３丁目５番７―201号　シャイニングハイツ
債務者　白川　貴浩
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１７０５号
福岡県糸島市潤１丁目４番７号　202
債務者　三山　大智
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部